

「リスク管理債権」とは、労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条により、金融機関の資産の健全性に関する情報開示を目的として公表することが定められている貸出金のことです。現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」があります。

■リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	2007年3月末	2008年3月末
リスク管理債権 合計 (A)	37,148	41,360
破 綻 先 債 権	1,855	2,178
延 滞 債 権	29,216	33,325
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	2,082	2,147
貸 出 条 件 緩 和 債 権	3,993	3,708
保 全 額 (B)	35,467	39,954
担保・保証付及び清算配当等により 回 収 可 能 な 額	30,007	34,677
貸 倒 引 当 金	5,459	5,277
保 全 率 (B) / (A)	95.47%	96.60%
貸 出 金 残 高 (C)	2,986,160	3,061,733
リスク管理債権比率 (A) / (C)	1.24%	1.35%

※ 金額は貸倒引当金控除前の金額です。

■債権保全の状況

2008年3月末のリスク管理債権は、「破綻先債権」は21億78百万円、「延滞債権」は333億25百万円、「3カ月以上延滞債権」は21億47百万円、「貸出条件緩和債権」は37億8百万円、合計413億60百万円(総貸出金残高の1.35%)となっています。

このうち、346億77百万円は担保・保証付及び清算配当等により回収可能な債権として保全されており、52億77百万円について個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金を引き当てています。この結果、リスク管理債権の保全率は96.60%となっています。

「破綻先債権」

債務者が破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等を行ったこと及び銀行取引停止処分を受けたことにより、未収利息を計上しなかった貸出金のことです。

「延滞債権」

元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、破綻先債権以外の貸出金のことです。

「3カ月以上延滞債権」

元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金(破綻先債権、延滞債権を除く)のことです。

「貸出条件緩和債権」

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権、及び3カ月以上延滞債権を除く)のことです。